

## 様式 4 別紙イ

## 事業結果報告書

調査研究テーマ	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査		
申請者 (機関名)	川崎市		
申請機関 代表者	ふりがな 氏 名	かわさきしちょう ふくだ のりひこ 川崎市長 福田 紀彦	
	所属部署		職名
	所在地	川崎市川崎区宮本町 1 番地	
実施期間	令和 2 年 1 0 月 9 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで		

## 1 調査事業の目的

幼児教育・保育無償化の対象範囲は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園・保育所・認定こども園を基本としつつ、保育の必要のある子どもに関しては、代替的な措置として認可外保育施設も対象となっているが、保育の必要のない子どもに多様な集団活動等を提供する無認可の幼児施設等は対象外となっている。

このような状況を踏まえ、本市における、当該施設を利用する子ども及び保護者、並びに施設の実態を調査し、詳細な状況を把握した上で、無償化の対象外となっている子どもに対する支援や、対象施設の基準、指導・監査の方法等の在り方を検討する。

## 2 調査事業の概要

## (1) 対象施設

施設名	住所	計画人数	協力人数
A L C 貝塚学院	川崎区田島町 15-19	1 0 4 人	2 7 人
南武朝鮮初級学校幼稚部	高津区末長 1116-4	1 0 人	1 0 人
川崎朝鮮初級学校	川崎区桜本 2-43-1	7 人	6 人
国際幼稚園キサンインターナショナルスクール	川崎区堤根 37-1	1 4 人	3 人
幼稚園チューリップルーム	宮前区宮前平 2-9-23	8 人	2 人
うさぎ幼稚園	多摩区東生田 4-15-5	5 人	4 人
バディスポーツ幼稚園はるひ野	麻生区はるひ野 4-3-2	1 9 人	6 人
計		1 6 7 人	5 8 人

## (2) 保護者向け調査

## ア 総括調査・第 1 回定期調査（国の様式に基づき実施）

## (7) 実施時期

令和 2 年 1 0 月 1 4 日（水）～ 2 8 日（水）

(4) 主な調査項目

国の様式
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の家庭の状況（保護者の働き方、年収等）</li><li>・現在の施設を利用している理由</li><li>・現在の施設を利用して感じたこと（活動状況、職員の対応、施設の状況等）</li><li>・幼児教育・保育の無償化について（利用施設の変更を検討したか等）</li><li>・川崎市が独自に実施している現行の支援について（支援の水準等）</li></ul>

イ 第2回定期調査（国の様式に市独自の調査項目を追加して実施）

(7) 実施時期

令和2年12月18日（金）～令和3年1月7日（木）

(4) 主な調査項目

国の様式	市の独自項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭の就労状況</li><li>・前月における施設の利用状況</li><li>・前月における他の施設の利用状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特色ある教育・保育を受けさせる理由</li><li>・施設に今後取り入れて欲しいこと</li><li>・お子様から保護者への、園の活動内容等に関する話の内容</li><li>・毎月の標準的な教育時間に対する保育料として望ましい金額</li><li>・管理運営（運営状況の公開、苦情対応、怪我発生時の対応等）に関すること</li><li>・運営状況や会計処理に関する公開状況</li><li>・苦情に対する対応等の仕組みの構築</li><li>・活動中に子供が怪我をした場合の対応</li><li>・緊急事態宣言下での対応</li><li>・ICT技術の活用状況</li></ul>

ウ 第3回定期調査（国の様式に市独自の調査項目を追加して実施）

(7) 実施時期

令和3年2月17日（水）～3月2日（金）

(4) 主な調査項目

国の様式	市の独自項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭の就労状況</li><li>・前月における施設の利用状況</li><li>・前月における他の施設の利用状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用施設の教育理念やカリキュラムなど高く評価している内容</li><li>・施設を継続利用する意向の有無等</li><li>・これまでの回答内容への補足、調査に関する感想等</li></ul>

**(3) 施設向け調査**

**ア 書面による調査（国の様式に市独自の調査項目を追加して実施）**

**(7) 実施時期**

令和2年10月14日（水）～28日（水）

**(4) 主な調査項目**

国の様式	市の独自項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・開園日、週数、時間</li><li>・利用定員と現員</li><li>・利用料金等</li><li>・職員の配置</li><li>・施設・設備の状況</li><li>・年間の活動計画の有無</li><li>・認可化移行計画策定の有無</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期休業日・年間保育日数</li><li>・施設の設置目的</li><li>・入園児の制限等の有無</li><li>・園則</li><li>・保育目標及び教育内容</li><li>・教育対象とする年齢</li></ul>

**イ 実地調査（調査対象施設を訪問して施設の現地確認及びヒアリングを実施）**

**(7) 実施時期**

令和3年3月1日（月）～5日（金）

**(4) 主な調査項目**

市の独自項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の状況について（クラス数、園児数）</li><li>・活動中に子供が怪我をした場合の対応</li><li>・幼児教育・保育無償化の影響</li><li>・運営状況や会計処理に関する公開状況</li><li>・苦情に対する対応等の仕組みの構築</li><li>・ICT技術の活用状況</li><li>・職員の研修</li><li>・緊急事態宣言下での対応</li><li>・教育方針、カリキュラム等の特色</li></ul>

**(4) 調査委員会（子ども・子育て会議教育・保育推進部会において開催）**

**ア 第1回調査委員会**

**(7) 開催日時**

令和2年8月31日（月）16時～

**(4) 主な議題**

- ・調査事業の概要について
- ・本市の対応（調査・報告の実施方法、スケジュール等）

**イ 第2回調査委員会**

**(7) 開催日時**

令和2年11月24日（火）18時～

**(4) 主な議題**

- ・第1回調査（保護者向け、施設向け）の結果について
- ・第2回調査（保護者向け）について

**ウ 第3回調査委員会**

**(7) 開催日時**

令和3年3月19日（金）※書面開催

**(4) 主な議題**

- ・第2回、第3回調査の結果について
- ・国への報告（事業結果報告書）について

**3 調査結果**

**(1) 保護者向け調査の結果**

**ア 総括調査・第1回定期調査**

**(7) 調査結果**

別添「保護者あて調査（総括調査・第1回定期調査） 調査結果」のとおり

**(4) 特記事項**

①施設選択について

「施設を選択した理由」として、「施設の特色ある活動」を理由とした方が約4割となっており、これ以外の選択理由を含め、利用者の多くは活動内容や方針に魅力を感じ積極的に施設を選択している。

②施設利用について

多くの利用者は、事前に十分な説明を受け、施設の活動内容について理解したうえで当該施設の利用を継続している。

③お子さんの状況について

お子さんの様子としては「楽しく通っている。」と感じている方が多く、保護者から見ても、施設の活動方針がお子さんに合っていると感じている。

④施設の職員について

職員の対応について良いと感じている方が全体の98%、職員の資質についても94%がよいと感じている等、職員に対する満足度は概ね高くなっている。

⑤利用料金について

「とても高い」「やや高い」を併せて全体の約6割となっている。

⑥幼児教育・保育無償化実施後の利用について

利用者の9割以上が、利用施設が無償化対象外と知った上で利用しており、約6割の利用者が、現在の負担でも通わせるに値する施設であると感じている。

⑦川崎市が独自に実施している保育料補助について

本市独自の補助制度である「幼児園児保育料等補助」を知らなかった利用者が全体の約4割となっている。なお、補助制度が無かった場合でも利用していたと思う方は8割以上となっている。

## イ 第2回定期調査

### (7) 調査結果

別添「保護者あて調査（第2回定期調査） 調査結果」のとおり

### (4) 特記事項

#### ①家族の就労状況

父親は、全員就労しており、うち「週5日就労」が約78%。母親は約42%が就労しており、うち不特定の就労が約26%と最も多くなっている。

#### ②施設の利用状況

「週5日」の利用が全体の約84%で、1日あたりの利用時間は、「5時間」と「6時間」を合わせて全体の約75%となっている。

#### ③利用実績（問3～問8関係）

「希望どおりの利用」だったが全体の約98%で、「他の施設利用」は約4%となっている。

#### ④「特色ある教育・保育」を子どもに受けさせる理由

・早期に高度な教育（※）を受け、様々な能力を身に着けることで、目標や夢を実現できる可能性が高まる。将来の選択肢が増える。幼少期に様々な経験をして、脳や体をたくさん成長させてほしい。

※ 外国語（ネイティブスピーカー）、体操、スイミング等

・自民族の文化、歴史、言葉等を学ぶことで、アイデンティティを育むことができる。

・少人数制の教育を受けることで、自立した個人になってほしい。

#### ⑤利用している施設に今後取り入れて欲しいもの

「特にない」が最も多く、全体の約41%、「食事提供」や「職員の増員」を望んでいる保護者がそれぞれ全体の約14%となっている。

#### ⑥お子様から保護者への、園の活動内容等に関する話の内容について

・先生や友達とのやり取り（楽しかったこと。先生は優しい。大好きである等）

・毎日の教育・保育活動等（身についたこと。できるようになったこと等）

・毎日のカリキュラムを楽しんでいること。

・季節の行事等について（運動会、サマーキャンプ、クリスマス等）

#### ⑦望ましい保育料

「教育・保育の内容によるため一概には言えない」が最も多く、全体の約35%。次いで「2万円以上3万円未満」を望んでいる保護者が約31%となっている。

## ウ 第3回定期調査

### (7) 調査結果

別添「保護者あて調査（第3回定期調査） 調査結果」のとおり

### (4) 特記事項

①施設の利用状況及び他の施設の利用状況

- ・「週5日」の利用が全体の84%で、1日あたりの利用時間は、「5時間」と「6時間」を合わせて全体の74%となっている。
- ・「希望どおりの利用」だったが全体の96%で、「他の施設利用」は2%となっている。

②利用施設の教育理念やカリキュラムなど高く評価している内容

- ・ネイティブによる外国語教育、体操や水泳等のカリキュラム
- ・自民族の文化、歴史、言葉等を学ぶことで、アイデンティティを育むことができる。
- ・スポーツを通じた人間関係の構築、チャレンジ精神を高める教育内容
- ・子ども一人一人の個性をそのまま受け入れ、子どもとしてではなく、一人の人間として尊重しているところ。

③施設の継続利用

- ・全員が次年度も継続利用を考えている。

④幼児教育・保育無償化について

- ・全国全ての施設での保育を無償化してほしい。大小の大きさに関わらず、幼児を保育する施設はとても大切だと思う。国はもっと現場を見て社会の流れなどを考慮してほしい。
- ・どうして施設ごとに無償化かそうでないかを分けるのか理解できない。同じ一人の子どもなのに。不平等だと感じる。全員無償化にしてほしい。
- ・共働きができない状態での有償が続くのは、正直家計が辛いので、早急に無償化対応をしてほしい。もしくは無償化に代わるような助成金が出ると嬉しい。
- ・小さい頃からの教育がとても重要だと感じるため、多くの子供が通い易くなるよう無償化になることは必要だと思う。

## (2) 施設向け調査の結果

### ア 書面による調査

#### (7) 調査結果

別添「支援対象施設の現況調査票」のとおり。

#### (4) 特記事項

- ①各種学校を含む全ての調査対象施設（7施設）において、認可外保育施設の指導監査基準を満たしている。
- ②全ての調査対象施設において、認可化移行計画の策定はしていない。
- ③各種学校を除く5施設においては、全園児に占める無償化対象児の割合が7割～8割程度となっている。
- ④全ての調査対象施設が幼稚園教育を目的として設置されており、満3歳から小学校就学前の子どもを、制限を設けずに受け入れている。また、各園の教育内容・保育目標は幼稚園教育要領に規定する視点を含んでいる。
- ⑤全ての調査対象施設において、保育年限、保育目標、収容定員、入退園に関する事項、保育料の徴収等について記載した園則を設けている。

### イ 実地調査

#### (7) 調査結果

別添「実地調査（施設）結果」のとおり。

#### (4) 特記事項

- ①学級編成等  
利用人数が多い施設においては年齢ごとに編成され、1学級当たり20名程度となっており、少人数の施設においては、異なる年齢でクラス編成をしている施設もある。
- ②怪我が発生した場合の対応  
各施設で連絡体制を構築し、職員が仕組みに従って対応している。
- ③会計処理及び運営状況の開示状況  
保護者会等での報告が行われている。
- ④利用者の苦情等への対応  
対応窓口等について、入園案内等で周知している。
- ⑤職員研修の実施状況  
各施設とも研修担当者を置き、テーマを設定し、定期的に行っている。
- ⑥新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言下の対応  
臨時休園を行った施設が多く、休園期間中は、園児の様子の確認や動画配信などを行っている。
- ⑦ICTの活用状況  
一定数の利用者数がある施設においては、出欠席や登降園時間のデータ管理、メール配信システムを利用した一斉連絡等を行っている。

### (3) 調査委員会における主な意見

#### ア 第1回調査委員会

- ・調査事業を実施することで保護者には調査協力費が支払われるため、今年度に関しては、本市が実施している保育料補助への上乗せが期待できる。
- ・国が調査事業を踏まえて新たな支援事業を実施することになれば、幼児教育・保育無償化の対象外となっている利用者の負担軽減を図ることができる。

#### イ 第2回調査委員会

- ・市として、幼稚園類似施設に対して、保護者の意向を酌み、施設の運営方向を見定め、継続して補助を行うことは認めていくべきと考える。
- ・調査項目の中で、子どもの安全に関する項目は必須。安全がどの程度確保されているかについては、もう一步踏み込んだ要素で聞き取ることも必要と感じる。
- ・同じ施設に通っていても、川崎市の補助を受ける人と、受けない人が出てくるということは、さらに格差が拡大していくことも起こり得るのか。  
⇒国も現時点で来年度以降の事業のあり方を示していないが、新たな支援制度は国の補助事業として実施する予定であるので、対象施設が認定されれば、川崎市の園児は川崎市が助成し、市外に住んでいる園児はその自治体が助成するということになる可能性が高い。
- ・調査対象施設に対し、今回の調査について、市はどのような説明を行い、どのような反応があったのか。  
⇒幼児教育・保育の無償化により、無償化の対象となるかどうかで負担の差が生じている。市もその点に課題認識を持っており、調査事業に応募したことを説明した。基本的にはどの施設も協力するというところで了解をいただいている。
- ・今後どのように進めていく予定か。  
⇒調査結果を基に、施設の基準や監査の在り方などを検討し、国に報告する。具体的には、どこまで認可施設に近い基準を設定するのか、どのような方法で指導監督・検査を行うかというところを検討する。
- ・調査項目として、財務会計に関すること、保育の内容、教職員の研修について論点とすることも必要である。
- ・運営の持続性や経営の健全性などの部分が問題ないという確認が必要で、その上で、利用者への助成に繋げていくことができる。
- ・指導監査の仕組みとして、現地調査も必要になる。
- ・川崎市の保育の監査は適正に行われて、レベルが高くて厳しい。幼児施設に関しても、保育と同様に現地調査を年1回、2年に1回という形で実施してほしい。運営面の最低限の部分は現地調査を行い、施設で事件事故が発生することにより、川崎市における保育全体の評価を落とすことに繋がらないようにする必要がある。
- ・調査事業に関しては、書面だけの調査にかかわらず、現地調査の実施に向けた検討を行ってほしい。



**ウ 第3回調査委員会**

調査委員会開催後に記載

## 4 成果（本市の検討内容等）

### (1) 施設が遵守すべき最低限の基準等の設定

#### ア 本市の幼稚園類似施設に係る現行規定

- ・調査対象7施設は、現在、本市が実施している「川崎市幼稚園児保育料等補助金」の対象施設となっている。
- ・全ての調査対象施設が、「川崎市幼稚園児保育料等補助金交付要綱」別表に定める「幼稚園（幼稚園類似の幼児施設）の基準」を満たしている。

#### イ 調査対象施設に適用となっている基準

- ・7施設中2施設は各種学校として神奈川県への認可を受けており、5施設は本市に対して認可外保育施設の届出を行っている。
- ・各種学校（2施設）…「専修学校設置基準」（国）  
「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」（県）
- ・認可外保育施設（5施設）…「認可外保育施設指導監督基準」（国）  
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（市）
- ・各種学校2施設は、各種学校の基準に加え、認可外保育施設の基準にも適合している。

#### ウ 対象施設に求める基準の設定（本市の対応方針）

- ・設定の考え方
  - ⇒各施設における独自の取組・自主性を尊重しつつ、子どもの安全、適切な教育・保育等の提供、安定的な施設運営等が持続的に可能となるよう、項目を設定する。
  - ⇒設定する水準としては、既存施設に適用されている基準等を基礎として、柔軟な適用、代替基準の設定等を行う。
- ・本市の対応方針
  - ⇒「認可外保育施設指導監督基準」を基礎として（※1）、職員に求める資格等に幼稚園教諭免許所持者を加えることや、活動内容や運営の実態として、幼児教育を目的としていること（※2）を求める。
  - ※1 幼児教育・保育無償化の対象となっている認可外施設に求められる基準が「認可外保育施設指導監督基準」となっている。また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設についても、乳幼児が保育されている実態が認められる場合（概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合）に認可外保育施設の届出を行うことが必要となり、当該基準が適用される。
  - ※2 施設が設定する保育目標や計画の内容や、利用実態（園児の保育の必要性の有無にかかわらず利用する標準的な活動時間が設定されている等）から判断する。

**【対象施設に求める基準】**

	基準（案）	認可外保育施設の基準
職員	<p><b>【職員の資格等】</b> 有資格者等（幼稚園教諭、保育士、看護師）を3分の1以上配置する。</p> <p><b>【配置基準】</b> 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 2人を下回ってはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士または看護師を3分の1以上配置</li> </ul>
開園日等	<p><b>【開園時間・日数等】</b> 1日4時間以上、週5日以上、年39週以上を標準とする。</p>	<p>少なくとも、1日4時間以上、週5日以上、年39週以上、施設で親と離れることを常態とする場合に届出が必要</p>
施設・設備	<p><b>【保育室の面積】</b> 保育室 子ども一人当たり1.65㎡以上</p> <p><b>【必要となる設備】</b> 調理室（自園調理を行わない場合は必要な調理設備）、便所、手洗用設備 必要な遊具等</p> <p><b>【非常災害に対する措置】</b> ・消防用具、非常口の設置 ・非常災害時の計画策定、訓練の実施 ・保育室を2階に置く場合は準耐火、3回以上に置く場合は耐火建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室 1.65㎡以上／人</li> <li>・調理室（又は調理設備）、便所、手洗用設備、必要な遊具等</li> <li>・消防用具、非常口の設置</li> <li>・非常災害時に対する計画策定、訓練の実施</li> <li>・保育室を2階に置く場合は準耐火、3回以上に置く場合は耐火建築物</li> </ul>

<p style="text-align: center;">保育内容等</p>	<p><b>【保育の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づき、各施設の教育理念や活動方針等を踏まえた適切な教育・保育計画の策定及び実施</li> </ul> <p><b>【給食】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食を提供する場合は、子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮したものとする。</li> <li>・献立の作成</li> </ul> <p><b>【健康管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察等を通じて日々の健康を管理</li> </ul> <p><b>【安全管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の活動を行うため必要な安全管理</li> </ul> <p><b>【帳簿の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員や子どもに関する帳簿の整備</li> </ul> <p><b>【会計処理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況等に係る真実な内容の表示</li> <li>・正確な会計帳簿の作成</li> <li>・会計事実の明瞭な表示</li> <li>・計算書類の表示方法等のみだりに変更しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた保育内容の工夫、バランスの取れた保育の計画の策定・実施</li> <li>・年齢や発達、健康状況等に配慮した食事内容</li> <li>・献立の作成</li> <li>・児童の健康状態の観察、児童の発育チェック、児童の健康診断等</li> <li>・児童の安全確保に配慮した保育の実施等</li> <li>・職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備</li> </ul>
<p style="text-align: center;">運営方針等</p>	<p><b>【幼児教育を目的とした施設であること】</b></p> <p>次の内容を考慮し総合的に判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育給付又は施設等利用給付を受給している子どもが一定数(※1)以上でないこと。</li> <li>・幼稚園教育を目的として設置された施設であること(※2)。</li> </ul>	<p>※1 今回の調査事業では、「9割以上でないこと。」を要件として設定しており、新たな支援事業においても当該基準を継承</p> <p>※2 「川崎市幼稚園児保育料等補助金」に定める基準を継承。指導計画等から判断する。</p>

## (2) 受託者が行う支援の具体的内容・手段・効果、地方自治体や施設の事務処理

### ア 本市が実施している補助事業（川崎市幼稚園児保育料等補助金）

- ・本市では、一定の基準を満たす幼稚園類似施設（調査対象7施設が補助対象）に在園する子どもの保護者（無償化給付等、同種の補助金の交付を受けている者を除く。）に対して、こども1人あたり年額2万2千円の保育料補助を実施している。
- ・補助金は、年1回、補助対象者に直接交付している（償還払）。
- ・保護者は、交付申請書に必要事項を記載し、在園証明書（園が作成）、住民票の写し、通帳の写し等（補助金の振込口座が確認できるもの）を添付して市に提出（10月～11月）。申請書の提出は、保護者が直接市に送付、または、園で取りまとめて市に提出のいずれかの方法となる。

- ・市は申請書の提出を受け、内容確認及び他に同種の補助金を受給していないことを確認したうえで交付決定を行い、保護者の口座に補助金を直接交付する（2月～3月）。

## イ 新たな支援の在り方について

### (7) 利用者への支援の在り方（考え方）

- ・調査対象7施設は、幼稚園、保育所等の認可基準は満たしていないものの、就学前の子どもに対する多様な集団活動等の提供により、本市の教育・保育ニーズの多様化や地域特性に対応することで、地域において重要な役割を担っている。
- ・利用者は、現在の費用負担が子どもを通わせるに値するものであると考える一方で、経済的な負担を感じている。
- ・市としては、施設に対して、適切な教育・保育等の提供を行うための一定の基準を設けた上で、利用者の経済的負担の軽減を図ることで、各施設が多様な集団活動等の提供を継続できる環境を確保する。

### (4) 支援の水準

- ・補助金額…補助の上限額としては、私学助成幼稚園の保育料を対象とした施設等利用給付の上限額（月額25,700円）を基礎として、今回の調査における保育料に係る調査結果（※1）を考慮し、月額20,000円～25,700円の範囲内を基本としつつ、国庫の基準額を上限として設定する（※2）。

※1 調査対象施設の平均保育料月額は約41,000円、保護者が望ましいと考える保育料月額として最も回答が多かった金額は2万円以上3万円未満（全体の約31%）となっている。

※2 令和3年度においては、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」として新たに実施される支援事業を、国の基準（月額2万円上限）に基づき実施する。

- ・対象経費…施設等利用給付の対象経費に準じ、いわゆる保育料部分（原則として利用者が納付する利用料）とする。

### (ウ) 支援の方法

- ・今年度、本市が私学助成幼稚園を対象として実施した、保育料に係る施設等利用給付に準じた方法とする。
  - ⇒市から利用者に対する償還払（年2回）とする。
  - ⇒施設は利用者に対して保育料に係る領収証を発行するとともに、利用者が市に提出する申請書類の取りまとめ等を行う。
  - ⇒市は申請書類の内容を審査し、適正と認める場合は申請者に決定通知を交付する。
  - ⇒給付については、施設を介さず、市から保護者に対して直接支払うこととする。

## (3) 指導・監査等の在り方

### ア 対象施設の現状

- ・各種学校（2施設）…神奈川県が施設所管としての監査を実施（4～5年に1回）
- ・認可外保育施設（5施設）…本市が施設所管としての監査及び幼児教育・保育無償化の対象施設に対する確認監査を実施（年1回）

- ・全ての対象施設に対し、川崎市幼児園児保育料等補助金に係る施設基準への適合状況について、書面による調査を実施

#### イ 幼児教育・保育無償化の対象施設に対する確認監査について

- ・集団指導（確認後年1回以内及び制度改正や事例等に基づき必要と認められる場合に実施）を基本として、必要に応じ、個別の現地個別指導及び監査を実施することとなっている。

#### ウ 対象施設に対する指導・監査のあり方（本市の対応方針）

- ・施設所管部署による監査は継続して実施する。
- ・上記に加え、イに準じ、概ね年1回の集団指導（対象施設を集めての指導）を実施するとともに、集団指導や都道府県の指導監督等の状況、過去の指摘事項への改善状況等を勘案し、現地による個別指導を行う。
- ・現地指導において、著しい運営基準への違反が疑われる場合等においては、監査の実施を検討する。
- ・施設所管部署とは相互に連携して対応する等、効率的・効果的な実施や施設の負担軽減に努める。

### (4) 市町村子ども・子育て支援事業計画への位置づけ

- ・本市の子ども・子育て支援事業計画「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）」への位置付けを行う。
- ・令和3年度に本市の計画策定を行うため、その中において、現行事業（川崎市幼児園児保育料等補助）の対象人数を基礎として、量の見込み等を積算する。

### (5) 認可施設への移行に向けた課題の整理、計画等の策定や取組に対する支援

#### ア 移行形態

##### (7) 幼稚園への移行

- ・幼稚園の認可権限は神奈川県が有しており、移行を目指す場合は神奈川県との協議を行う必要がある。なお、幼稚園の園児数が毎年減少を続けている状況において、本市では、平成22年4月を最後に幼稚園の新設は行われていない。また、認可を受けるにあたっては、「幼稚園設置基準」（国）、「神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準」への適合（園地、園舎の確保、幼稚園教諭の配置等）が求められる。

##### (4) 保育所、地域型保育事業への移行

- ・本市では、川崎認定保育園（認可外保育施設のうち、市の定める一定の基準を満たす施設を認定し、運営費助成や保護者への保育料補助を実施）の認可事業等への移行を進めており、幼稚園類似施設を含む認可外施設が保育所等に移行する場合は、川崎認定保育園の認定を受け、市の指導監督のもと一定期間運営を行った上で、市の審査を経て認可を受けることとなる。

##### (ウ) 認定こども園への移行

- ・既存施設から認定こども園への移行としては、幼稚園からの移行、保育所からの移行、

認可外保育施設からの移行が考えられる。

- ・本市では、既存施設からの移行形態としては幼稚園からの移行を進めており、保育所または認可外保育施設からの移行については、就学前児童数の推移や保育所等の利用申請者数の状況を踏まえて、既存保育所からの認定こども園移行について検討することとしている。

#### **イ 調査対象施設の状況**

- ・全ての施設において、独自の理念に基づく特色ある教育・保育等を実現するには認可施設に移行しての運営は困難との判断から、認可化を望んでいない。
- ・既存施設・設備のままでは、認可施設の設置基準を満たすことが困難

#### **ウ 本市の対応**

- ・既存施設から保育所や認定こども園への移行については、本市における就学前児童数及び教育・保育の量の見込みの推移を踏まえ、当該見込みに対する確保方策として、保育所等の新規整備とともに、多様な手法による受入枠確保の枠組みの中で進めていく。
- ・認可施設への移行を希望する場合においては、制度の概要、施設ごとの認可基準（本市が所管していない施設については所管庁に相談するよう助言）等についての説明を行うとともに、個々の施設の状況に応じた対応を図る。

### **5 今後の課題等**

#### **(1) 本市のこれまでの対応**

- ・本市は調査対象7施設に対し、これまで、幼児教育の増進及び保護者の経済的負担軽減を目的として、当該施設の利用者に対する本市独自の保育料補助を実施してきた。

#### **(2) 調査対象施設の状況について**

- ・調査対象7施設は、現状において認可施設に移行する意思はないが、各種学校の認可又は認可外保育施設の届出を行っており、これらの設置基準に適合していることに加え、本市の川崎市幼稚園児保育料等補助の対象施設としての要件を満たしており、独自の理念・方針等に基づく特色ある活動を行いつつも、活動時における園児の安全や施設の適正な運営について、一定の質の確保が図られている状況である。
- ・また、今回の調査により、保護者が施設を選択した理由や、施設が提供する教育・保育に対する評価等から、これらの施設が、本市における就学前の子どもに対する幼児教育・保育の提供に、重要な役割を果たしていることが改めて明らかになったものと考えている。

#### **(3) 調査対象施設の利用者の状況について**

- ・利用者は、施設が無償化の対象でないことを認識した上で利用しており、現在の利用料でも子どもを通わせるに値すると考えている一方で、経済的負担を感じている。

#### **(4) 本市における今後の対応**

- ・以上のことを踏まえ、本市としては、各施設における独自の取組・自主性を尊重しつつ、子どもの安全等を確保するための適切な基準を設定したうえで、利用者に対する保育料補助を実施することが、幼児教育・保育の無償化の「3歳から5歳までの全ての子どもを対象とする。」という基本的な考え方に合致するものとする。

#### (5) 今後の課題

- ・今後の課題としては、補助水準について、無償化対象施設利用者との費用負担の差を解消すること、また、国が実施する新たな支援事業では、対象施設の要件として、「無償化の対象児が利用者の概ね半数を越えないこと。」としているが、保護者の就労状況等にかかわらず、地域において重要な役割を果たしている幼児施設等の利用者が等しく費用負担の軽減を受けることができるよう、当該基準の見直しを図ることが必要ではないかと考える。